

経済の地域統合と反ダンピング法 —相互の反ダンピング法の適用免除は可能か？—

金 瑞 元
(金沢大学・大学院)

はじめに

今まで数回に渡って行われてきたラウンド交渉の結果、関税率の低下や他の通商制限の縮小化が進む中で¹⁾、反ダンピング措置は貿易相手国の企業から値上げや輸出自主規制²⁾を引出すためにもっとも頻繁に使われた保護手段である。しかし、経済の国際化による相互依存の深化、企業活動のグローバル化にともなって、対外直接投資が活発に行われている今日、さらなる貿易の自由化を目指すために、反ダンピング法を競争法（反トラスト法）に代替すべきであるという意見が提起されている³⁾。

ところが、反ダンピング法の廃止は究極の目標ではあるが、現実的な状況を考慮すると、実質上その廃止是不可能である⁴⁾。すなわち、WTOにおける統一された国際競争法の制定は時期的に無理がある。しかし、ある経済の地域統合では、域内において、各締約国は互いに反ダンピング法の適用を免除し、統一された競争法によって規制している。実際、ダンピングによる貿易紛争が多い国々は、相手国の反ダンピング法の適用から逃れようとして、自由貿易協定のような経済統合に進むことが多い。最近地域的貿易交渉の際、重要な問題として上がってきたのが、反ダンピング法の適用に関する問題である。さらに、このような統合域内での反ダンピング法廃止を議論する際には、GATTとの整合性が大きな問題となる。反ダンピング法以外の分野においても、自由貿易協定を締結する場合は、GATT／WTO規定に整合しなければならないし、WTO加盟国に対して過度に差別してはならない（GATT第24条）。

本稿の目的は、日本と韓国との間で自由貿易協定が締結される場合⁵⁾、両国は反ダンピング法を相手国に対して適用するか、あるいは適用を免除するかを議論する際、多少なりとも参考に資するために、重要な経済の地域統合における反ダンピング政策と競争政策の関係、そして、両政策はどのように実行されているのかを検討することにある。以下次の争点を検討する。まず、経済の地域統合とGATT整合性について議論する。次は、反ダンピング法の理論的根拠と規制の濫用を明らかにする。そして、米国及びECにおける競争政策を分析・比較する。最後に、EC、

[キーワード]

反ダンピング法、競争政策、略奪的価格設定、経済の地域統合、適用免除

NAFTA及びANZCERTAのような経済の地域統合における反ダンピング・競争政策を検討する。

一. 経済の地域統合とGATTの整合性

GATTの設立以来現在まで、予想以上の経済の地域統合が行われた⁶⁾。このことは無差別及びより自由な貿易というGATT／WTOの目標と矛盾するかもしれない。GATTはこのような矛盾を調和させるために、関税同盟及び自由貿易地域の形成を規律する義務を賦課した⁷⁾。統合された自由貿易地域にとって、よりグローバルな枠組、より多角的な取極めとの相互補完的ないしは競合的な関係は、その対外政策確立の観点から極めて重要な意味を持っていたと考えられる。したがって、第24条は、地域協定とGATTの整合性を確保しなければならないし、整合性を確保することに欠けている部分が存在すならば、修正されるべきである。

その意味でGATTと経済の地域統合との関係を改めて検討してみると、これからも増えるであろう地域統合を考える上で意味があると思う。

1. 無差別原則との関係

GATTは一般的最恵国待遇原則を規定し（第1条1項）、無差別原則を採用している。しかし、その例外として関税同盟や自由貿易地域の形成を一般的に認めている（第24条4項）。このように、GATTが地域的取極めに基づく差別的取扱いを認めた理由は、関税同盟及び自由貿易地域の場合、構成国間の貿易障壁の撤廃によって、市場規模を拡大させ、競争を促進することによって、資源配分の効率化と生産性の向上に寄与し、域内諸国の経済厚生の改善をもたらす点にある。このことは貿易創造効果を生むことを意味する。すなわち、それら地域の対外的貿易障壁が形成以前よりも高くならないことを条件とすれば、域外国にとっても、域内の市場規模の拡大によって貿易機会の増加という効果が生じうる⁸⁾。逆に、関税同盟あるいは自由貿易地域の形成は、従来は域外の効率的な外国との間で行われていた貿易が、域内に関してのみ貿易障壁が撤廃された結果として、相対的に効率性が劣る域内の外国に転換されるという貿易転換効果を生ぜしめることがある。貿易転換効果を抑制するために締約団に対する情報提供及び締約団との協議が義務づけられている。提供された資料の検討あるいは協議を通じて、現実の地域統合の問題に対処することが重要になっている⁹⁾。

しかしながら、貿易創造効果よりも貿易転換効果が大きくなる可能性は十分あるし、関税同盟や自由貿易地域の形成が第三国（EU）の反発を呼び、その結果、対抗措置や対抗的なブロックの形成に至ることとなる¹⁰⁾。実際、EC（European Communities）に関してみると、ECの拡大、さらにEFTA（European Free Trade Agreement）諸国との自由貿易地域の設立に対し、米国を中心とした域外国は最恵国待遇の原則に基づき、自由、無差別、多角主義に則った貿易拡大の道を要求してきた¹¹⁾。また、NAFTAなどの自由貿易地域が形成され、EC拡大に対して牽制することになった。

これらいずれの効果がどの程度のものであるかによって、地域統合のGATTとの整合性の議論に影響を与えるだろう。貿易転換効果を有する地域的取極めを除外するために、第24条4項に明瞭な規定を設け、第24条の曖昧さを解決すべきである¹²⁾。

2. GATT第24条の限界

GATT第24条は、最恵国待遇原則の例外を規定するものとして、関税同盟や自由貿易地域の設立及びそのための中間協定の締結を、以下の要件のもとに認めている。第1に、域外諸国に対して従来より高い関税ないしより制限的な通商規則を適用しないこと、第2に、域内では実質上すべての貿易について障壁を撤廃すること、第3に、中間協定の場合は、妥当な期間内に関税同盟又は自由貿易地域の設立を完了すること、である。このような要件に照らして関税同盟又は自由貿易地域はGATTとの整合性を問われることになる。GATT第24条は、必ずしも厳格に運用されてきていない。経済の地域統合が貿易創造効果を有するものであるという前提の下で経済の地域統合を承認しているのである。

これまで多くの地域統合のGATT第24条との整合性問題が、締約国団へ通報された個々の地域貿易協定毎に設置された作業部会において審査されてきた。しかし、第24条は曖昧な表現が用いられているために、ほとんどの地域貿易協定の審査は、第24条の解釈をめぐって対立している¹³⁾。GATT第24条の解釈は、EEC設立協定に対する審査において問題となった。GATTにおいて長期にわたり討議の対象とされた後、ローマ条約とGATT第24条の整合性についての法律問題及び討議を、当分の間棚上げにすることを決定した。米国がEEC(European Economic Community)設立を強力に支持したこと、また、締約国団が法律上の理由でローマ条約の発効に反対することによって、6カ国がGATTから脱退するかもしれない懸念があったことに対する政治的な考慮がその背景にあった¹⁴⁾。

以来、1994年までに審査が終了したのは69件で、その内整合性の問題につきコンセンサスを得たのはわずか6件である。また、地域貿易協定の特恵措置がGATT第24条において、正当化されるかについてパネルで争われたのは3件しかない。さらに、これらのパネル報告も採択されていない¹⁵⁾。経済の地域統合に関する条約のGATT整合性につき明快な結論が出せなかった理由はいくつか考えられる。一つは、情報が十分ではなく調整と議論が有効に行われなかつたことであろう。二つは、第24条自体に曖昧な点が内在しており、異なる解釈が可能な条文構造になっていることである。三つ目の理由としては、GATT締約国団の暗黙の了解としてあえて整合性について白黒をつけるのを回避したことがあげられる¹⁶⁾。

以上の事実から分かるように、GATTは第24条の曖昧さ、地域統合に伴う政治的・経済的背景のために、明快な結論を出すことができなかった。その結果、GATTとの整合性についていかなる公式の承認も与えることなく、事実上地域的統合が黙認されてきた。このような事実が蔓延している中、ウルグアイ・ラウンド交渉において、第24条の解釈を困難としている不明確な要件をなくすべく検討が行われ、一定の明確化は達成されたものの、まだ解決すべき曖昧な要素を残し

ている（WTO設立協定付属書ⅠAGATT第24条の解釈に関する了解）。

しかしながら、現在の状況下で、多角的貿易体制を維持していくためには、経済の地域統合が域外に対して差別的なものとならないように細心の注意を払っていくことが重要となっている¹⁷⁾。経済の地域統合がますます増加して、世界貿易の中での比重がかつてないほど高まっていることを考えると、GATT及びWTOの「地域貿易協定委員会（CRTA：Committee on Regional Trade Agreements）¹⁸⁾における審査をより厳格に行うべきである。

二. 反ダンピング政策と競争政策

企業の活動がグローバル化し、貿易・資本の自由化が進んだ今日、各国の国内保護主義勢力を抑えて、各国間の相互依存性の深化を円滑に進めるために、反ダンピング法を廃止して競争法¹⁹⁾に委ねるか、又は、競争法の原理を取り入れ反ダンピング法を改正すべきであるという意見が頻繁に提起される²⁰⁾。反ダンピング法と競争法との交錯関係について論ずる場合、中心的に取上げられるのが、反ダンピング法におけるダンピングと競争法における略奪的価格設定や価格差別との関係である。とくに、反ダンピング法の改革と関連する略奪的価格設定とは、一般に市場支配的地位にある企業が、原価割れ販売のような著しい低価格での販売によって当該市場から他の競争者の排除又は参入阻止を試みることである。

以下では、ダンピングを規制する反ダンピング法の理論的根拠について検討する。そして、米国及びECにおいて、いかなる価格引下げ行為が「略奪的価格設定（Predatory Pricing）」として反トラスト法（anti-trust law）及び競争法（competition law）によって規制されるべきかを判断する基準に関して論じることにする。

1. 反ダンピング措置の理論的根拠と経済的な影響

(1) 反ダンピング措置の理論的根拠

反ダンピング法は、ダンピングを規制して輸入国の産業を救済するために、GATTの基本原理である無差別原則の例外としてGATTにおいて規定されている（第6条）。反ダンピング法の規制対象は国際的価格差別及び原価割れ販売であり、このような行為が輸入国の国内産業に「実質的損害（material injury）」を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させる場合にはそれを規制することができる。以上のダンピングを規制する根拠に加えて、ダンピングは「不公正行為」であるから規制すべきであるというのが従来の通説的見解である²¹⁾。しかし、以上のような根拠には経済的効率への配慮が欠如していることから、反競争的である「略奪的ダンピング」のみを規制対象にすべきであるという主張がある²²⁾。

以下ではそれぞれの根拠を簡単に説明する。

(i) 國際的価格差別は、世界で最初に制定されたカナダの反ダンピング法の規制対象になっていることから、規制の理論的根拠として扱われてきた²³⁾。GATTの反ダンピング規定も原則と

して価格差別を規制対象にしている（第6条1項(a)）。しかし、反ダンピング法の必要性及び反ダンピング法の執行に関する経済的論理の不在は、輸入国の消費者に対して輸入国の生産者の利益とは比較にならない損害を与える²⁴⁾。すなわち、ダンピングのような価格の引下げを防ぐことによって、最終消費者のより安い商品の購入機会を遮断するのである。

(ii) 原価割れ販売も、反ダンピング法の規制対象となる。反ダンピング協定2条2.1は、原価を下回る価格による輸出国国内市場における販売または第三国向け販売は、その販売が長い期間にわたり相当な量で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない場合のみ、正常の価額の決定において無視することができる、と規定している。

しかし、ダンピングのような価格引下げは、価格差別であろうと原価以下の販売であろうと、経済的観点から見て、最終消費者により安い商品を購入する機会を提供する。結果的に、ダンピングによる輸出は、輸入国消費者の厚生を増加させるのである。したがって、経済原則から考慮した場合、国際価格差別及び原価割れ販売を規制する反ダンピング法は廃止すべきである。

(iii) 不公正貿易論は、国際貿易は自由競争であると同時に公正な貿易でなければならないので、人為的な価格引下げであるダンピングは、「不公正」な貿易として規制すべきであるという考え方である²⁵⁾。そのような考え方に対してダンピング規制に関する不公正貿易論は保護主義者の道具にすぎないと批判もある²⁶⁾。

(iv) 略奪的ダンピング (predatory dumping) が不公正とみなされ、反ダンピング法の規制対象となっているのは、外国業者による商品の略奪的価格販売が懸念され制定された、当初の米国反ダンピング法にその由来がある²⁷⁾。略奪的ダンピングとは競争相手を廃業に追いやる意図にもとづいて行うダンピングをいう。このような行為は反競争的であると認められ反ダンピング法の規制対象になる²⁸⁾。したがって、反ダンピング法は不公正な競争から国内産業を保護するために、「略奪的価格行動」を阻止する限度において正当化できると考えられる²⁹⁾。

(2) 反ダンピング法の濫用と反競争的利用

GATTは、ダンピングによって損害を被った輸入国の産業を救済するために、関税譲許規定及び最惠国待遇原則というGATTの基本原理の例外として反ダンピング課税を認めている。しかし、国内産業の救済より、保護主義者の道具として利用されることが遙かに多い³⁰⁾。たとえば、反ダンピング税の賦課手続においての審査の遅延、ダンピングマージンの算定上及び被害基準の適用上等における恣意性・濫用性は、国際貿易を制限若しくは歪曲させるし、特定の産品を取引する企業に対してリスクと不確実性をもたらす³¹⁾。また、反ダンピング手続自体だけでも潜在的な輸入業者 (potential buyers of imports) に取引上不確実性を与え、購買契約の締結を妨げることによって、輸入の抑制が可能である³²⁾。

さらに、輸入国企業が市場支配力を持っている場合、市場競争を抑制して独占化を図るために、反ダンピング提訴を戦略的に利用する可能性もある³³⁾。結果的に見ると、反ダンピング制度は、ダンピングを規制して輸入国の産業を救済するという当初の目的とは異なる輸入制限効果を持つ

ているのである。

2. 略奪的価格設定に関する米国・EC反トラスト法（競争法）の判例上の定義

(1) 米国における略奪的価格設定

① 実体法

略奪的価格設定を規制する法規には、Sherman法第2条、Robinson-Patman法及び連邦取引委員会法第5条³⁴⁾がある。Sherman法第2条は、独占化、独占化の企図又は独占するために結合又は共謀することを禁止する。Robinson-Patman法（Clayton法第2条修正）は、価格差別行為が実質的に競争を滅殺するおそれがある（may substantially lessen competition）か、独占をもたらす傾向がある（tend to create a monopoly）場合にこれを禁止する（Robinson-Patman法第13条）。この法は価格それ自体を禁ずるのではなく、略奪的価格設定を規制する（Robinson-Patman法第3条）。Sherman法第2条に基づく「略奪的価格設定」の主張と併せて提訴されるのが常である³⁵⁾。

② Areeda & Turner説：

1975年Areeda & Turnerが略奪的価格設定に関する新しい定義を発表するまでは³⁶⁾、略奪的価格設定というのは、資金力のある支配的企業が新規参入を阻止し又は弱小競争者を排除して、後に独占的利益を獲得する目的で原価割れ販売を行うことであるとされたいた。さらに、被告の反競争的意図（略奪的意図）が重視され、その立証の困難さの故に非効率的競争者を保護することになった³⁷⁾。Sherman法第2条における独占化の要件は、(a)関連市場における独占力（monopoly power）保有、(b)上質な製品、商才、又は歴史的な偶然による成長や発展と区別される故意独占力の獲得又は維持である。また、独占化の企図の要件は、(a)関連する製品及び地理的市場の確定、(b)独占化のための特定の意図を明確に示す排除行為、(c)成功の危険な蓋然性等をあげることができる³⁸⁾。Robinson-Patman法違反の略奪的価格差別の要件として、(a)被告の略奪的意図、(b)平均総費用を下回る販売価格による価格差別をあげ、これを立証しなければならない。

以上のような反競争的な判断基準に対して批判が相次ぐ中、Areeda & Turnerは短期限界費用に等しい価格設定は効率的資源配分を達成するが、短期限界費用未満の価格設定は経済的効率性がないと判断して、短期限界費用（平均可変費用）を下回る価格を略奪的価格設定と判断する基準を提示した。この平均可変費用基準説は、後に連邦最高裁判所の判例に大きな影響を与え略奪的価格設定の要件を厳格に解釈することになった³⁹⁾。

③ 判例の検討

1986年Matsushita判決では⁴⁰⁾、ほとんどの略奪的価格設定の訴えに対して懷疑的な見解が表明された。原告の被告に対して主張した略奪的価格設定の共謀について、最高裁は被告らがその回復をまったく期待し得ない損失を長期にわたって継続することは信じ難いと意見を述べた。かかる懷疑的姿勢は、略奪的価格設定について判断する際「埋合わせ（recoupment）」を重視したことである。最高裁は略奪的価格設定の要件として、「(a)被告らがその製品を販売するのに必要と

されるレベル以下の価格設定、(b)何らかの妥当なコスト尺度以下の価格設定」をあげ、いずれかを満たせば違法であると判決した。

1993年Brooke判決は⁴¹⁾、略奪的価格設定についての要件を Matsushita 判決より厳しくしている。最高裁が下した略奪的価格設定の要件は以下のとおりである。(a)原告は被告の価格が何らかの妥当なコスト尺度以下であることを立証しなければならない。(b)原告は被告が値引きで被ったその損失を将来回復するという、少なくとも合理的な見通しを持っていることを立証しなければならない。また、最高裁は当該市場の構造が損失回復を成功させ得るものであることの証明も必要としている。さらに、寡占的市場における被告の価格協調による「埋合わせ」を立証する可能性について深刻な疑問を表明している。以上の略奪的価格設定事件の判決を見ると、原告が勝訴することはほぼ不可能に近い。

(2) ECにおける略奪的価格設定

① 実体法

ECにおいて、ダンピングと交錯するのは、EC条約第86条における略奪的価格設定及び差別的価格設定である。前者は競争者を不当に排除する行為として、後者は最終消費者の利益を不当に害する行為として規制される。しかし、今日では、ほとんどの違法行為は前者の視点から規制されているし、判例法もその視点から整理・分類される⁴²⁾。第86条の要件は、市場支配的地位の濫用によって、加盟国の取引を阻害することとなっているが、いずれも抽象的な概念であって、決定・判例によってその内容が定まる。以下では、略奪的価格設定の要件についての判例の見解を検討する。

② 判例の検討

EC競争法における濫用行為の中で、反ダンピング法のダンピングと交錯関係にあるのは、差別的価格設定と略奪的価格設定である。1978年United Brands事件判決は⁴³⁾、差別的価格設定の禁止についての現在の基準の先例である。加盟国間における差別的価格設定について、緩やかな要件が採用され、積極的な法運用が行われている。差別的価格設定についての基準は、競争者の排除という観点よりも、むしろ各加盟国ごとに市場環境の異なることを利用し、価格差別によって利益を最大化しようとする企業行動自体を問題としている。このことに対して村上は、「商品の自由移動の禁止を規制論拠としているように、ある意味で市場統合の理念を反映した法運用である。」と述べている⁴⁴⁾。

1986年AKZO事件判決は⁴⁵⁾略奪的価格設定の成立要件をつぎのように判断した。市場支配的地位にある事業者が、①平均可変費用を下回る価格を設定すること、②競争者を排除する目的の下に、平均可変費用を上回るが、平均総費用（平均可変費用+平均固定費用）を下回る価格を設定することは、濫用行為に該当するという基準を示した。1994年Tetra Pak II事件判決は⁴⁶⁾、AKZO事件判決の基準を維持した。しかし、米国最高裁の判断基準である「埋合わせ」アプローチは適用しないことを明らかにした⁴⁷⁾。

3. 反ダンピング法の廃止は可能か？

反ダンピング規制は、国際的価格差別及び原価割れ販売を「不公正貿易慣行」として規制しているが、このことは経済学上根拠を欠いている。現行の反ダンピング法は、国際価格差別・原価割れ販売が「略奪的価格設定」によるものであるか否かにかかわらず、「社会厚生」を考慮せずに「不公正貿易慣行」として規制している。このようなことに対して、競争法学者・経済学者は、反ダンピング法の保護主義的・恣意的運用やダンピング規制の理論的根拠の不明確さについて指摘する⁴⁸⁾。競争法においては、原価割れ販売・価格差別が「略奪的価格設定」によって行われたか否かを判断する際、市場支配力を評価するために関連市場を確定し、価格と費用との関係や市場構造を考慮に入るなど、当該行為の競争に与え得る影響について経済学理論を根拠にして分析が行われている。

Standard Oil判決⁴⁹⁾から Utah Pie判決⁵⁰⁾までの「略奪的価格設定」に対する見解は、独占企業は原価割れ販売又は価格差別によって、略奪的価格行動を一般的に行い、容易に成功させる可能性が高いということであった。しかし、Areeda & Turnerの「費用を基準とするルール」が提示されてからは、略奪的価格設定が成功する可能性は低いと考えられるようになった。このような流れが続く中、シカゴ学派の学者グループから、費用を基準とするルールアプローチがかえって企業間の真の競争を阻害し、資源の効率的利用を妨げ、ひいては消費者厚生を害するという批判が加えられた⁵¹⁾。シカゴ学派の競争観に立っている Matsushita判決においては、反競争的略奪が発生する要件として、原価割れ販売及び被った損害の「埋合わせ」が可能な市場構造を要求した。さらに、Brooke判決では略奪的価格設定が成功することはゼロに近いとの考えを示した。

反ダンピング法は保護主義の手段として利用されているので、本来は反ダンピング法を廃止して競争法に代替すべきであろう。しかし、このような廃止論は政治的に非現実的である。次善策として大方の学者から提示されるのが、競争法の原理を取り入れ、反ダンピング規制を事実上競争法上の「略奪的価格規制」に置換えることである。

しかし、連邦最高裁の判断は、米国の生産者を外国のいわゆる「不公正な」価格設定行為から保護する残された唯一の手段としての反ダンピング法を廃止又は改正することをいっそ難しくするかもしれない⁵²⁾。他方、EC競争法はAKZO事件判決及びTetra Pak II事件判決から分かるように、略奪的価格設定の判断基準として「費用を基準とするルール」のみを適用している。したがって、ECにおいては米国より、競争法上略奪的価格設定が成立しやすい。また、United Brands事件判決からは、差別的価格設定も規制していることが分かる。EC及び米国の競争法（反トラスト法）は、原価割れ販売と価格差別に対する規制範囲が大きく異なる。

すなわち、米国では、いずれも反トラスト法に反する行為になるためには「略奪」及び「埋合わせ」行為が必要条件である。そして、この条件が揃うことはほぼ不可能である。最近米国最高裁判決によって定義された「略奪的価格設定」の判定基準に基づいて反ダンピング法を改正するということは、廃止につながる結果になるであろう。よって、米国の反トラスト法に基づく反ダ

ンピング法の改正は現実的にあり得ないと思われる。しかし、ECの競争法上においては、米国の反トラスト法は規制しない「略奪的ではない価格差別」も規制の対象になっているし、略奪的価格設定の判断の際も「埋合わせ」要件を適用しない。したがって、ECの競争法にもとづいて反ダンピング法を改正したとしても、米国反トラスト法を応用した場合のように事実上の廃止には至らないだろう。

三．自由貿易地域における反ダンピング法の廃止

関税を中心とする直接的な貿易規制措置については、多国間交渉を通じてその軽減が図られてきた。現在は、関税の低減が進められ、貿易摩擦における主要な問題は非関税障壁である。経済的に地域が統合される場合、第三国に与える影響は、関税によるものより加盟当事国間の非関税障壁である反ダンピング法適用免除が、第三国に対してより大きい貿易転換効果を与えるだろう。この節では、実際に重要な経済の地域統合において、域内国間における反ダンピング政策はどのような傾向にあるか検討する。

1．EC 加盟国間での反ダンピング法廃止

EC 加盟国間での反ダンピング法は廃止にされている。EC 加盟国の国内製造業者は、EC 加盟国以外の国からのダンピングによる輸入品に対してのみ反ダンピング法により提訴することができる（第1条、3283／94）。EC内の製造業者による反競争的行為に対して、他の EC 加盟国の製造業者は EC 条約第85条・86条によって形成される競争法に依存する。

EC と EFTA 加盟国との間で締結された欧州経済地域（The European Economic Area, EEA）協定第26条において、本協定に特別な規定がないかぎり、一方の当事国が反ダンピング措置を発動する場合、他方の当事国からの輸入については、反ダンピング法の適用を免除する旨規定している。EEAにおける反ダンピング法の廃止は、ECからの反ダンピング行為のおそれを除去するために、交渉の際 EFTA 加盟国が掲げた地域統合の一つの目的である。EEAにおいても、ECと同様、反ダンピング法の廃止は EC 競争法の適用を伴う⁵³⁾。

しかし、最近 EC が中東欧と締結した暫定協定（so-called, Europe Agreements）において、域内国では EC 競争法が適用され、そして貿易の自由化及び投資の自由化が10年以内に達成されることになっているにもかかわらず、反ダンピング法は維持されている⁵⁴⁾。また、地中海諸国と締結した自由貿易協定においても同様である⁵⁵⁾。

2．NAFTA 第19章と反ダンピング措置

(1) 設立背景とダンピング問題

1994年1月発効したNAFTAは、自由貿易地域内での競争条件を促進するために、関税の撤廃及び大部分の非関税貿易障壁の除去をめざして、米国、カナダ、メキシコによって締結された自

由貿易協定である。NAFTAは米加FTAを基にしている。

米加自由貿易地域の設立背景は以下のとおりである。米国とカナダとの間には貿易摩擦が発生しており、米国企業によるカナダ企業に対するダンピング提訴も多く行われていた。米国にとって米加自由貿易協定の締結は、国内通商法の適用というユニラテラリズムを背景としたバイラテラリズムによる摩擦の解決が狙いであろう⁵⁶⁾。それに対して、米国からの経済的自立⁵⁷⁾を図っていたカナダがイニシアチブをとって締結した大きな理由の一つは⁵⁸⁾、域内における反ダンピング法の廃止によって、ダンピングによる摩擦を解決することであった⁵⁹⁾。しかし、カナダの反ダンピング法廃止に関する提案は米国の反対によって採用するまでは至らなかった⁶⁰⁾。その代替システムとして、反ダンピング税及び相殺関税の調査に関連する貿易紛争の解決のために、米加FTA 19章パネル手続を導入した。

(2) 米加FTA／NAFTA第19章

米加FTAによると、両国共に現行の反ダンピング法及び相殺関税法を維持する（第1901条）。その代わりに、それぞれの国内行政当局による反ダンピング課税、相殺関税賦課の決定の適法性を国内司法審査に代えて、二国間パネルが審査する手続を設ける（第1904条）。さらに、両国の反ダンピング法及び相殺関税のハーモナイゼーションを目指す作業部会を設ける（第1907）。以上が米加FTA 19章パネル手続の概略であるが、このパネル手続はNAFTA第19章において発展的に継続されることになった。以下では二国間パネル審査手続の概要を説明する。パネル設置は、締約国の最終行政当局による反ダンピング税・相殺関税の決定に対して、不服のある相手国の政府は二国間パネルによる審査を要請することができる。また、輸入国におけるこれらの行政決定について国内司法審査を求める権利を有する利害関係者から要請があれば、当該国政府はパネル手続を要請しなければならない（第1904条5項）。この場合には、輸入国における当該行政決定の国内司法審査は排除される（第1904条11項）。

パネルの審査は、過半数が法律家で構成されるパネルによって、各当事国の反ダンピング法・相殺関税法に基づいて行われる（第1904条2項）。パネルが行政当局の決定を違法と判断した場合、パネルは当該行政決定を差戻すことができる（第1904条8項）。パネル決定は、当該事件について当事国を拘束する（第1904条9項）。これらは国内裁判所と類似した権限を二国間パネルという国際的な紛争解決機関に与えている第19章の特徴である。しかしながら、パネリストの重大な過誤あるいは偏見、パネルの明白な権限優越あるいは基本的な手続違反などのために、パネルの決定が影響を受けたと判断する締約国は、特別異議申立委員会の設置を要求することができる。委員会は、パネル決定の再審査の申立理由が存在するかどうかを判断し、パネルの決定を差戻すか、あるいは決定を破棄して事案を新たなパネルに付託することができる（第1904条13項、付属書1904(13)）。

NAFTA第19章はFTA第19章と比較すると次の点が異なる。FTA第19章は反ダンピング課税及び相殺関税に関する二国間パネルを期限付きで導入したが、NAFTA第19章はパネルを半永久的

な紛争解決機関として恒久化させた。代わりに、反ダンピング法の濫用を防ぐために、パネル決定の拘束性や特別異議申立手続により司法的な性質を加えた。いずれも反ダンピング法及び相殺関税法のより技術的な分野において紛争の政治化を排除し公平な解決を目指すためのものである⁶¹⁾。

しかし、反ダンピング法及び相殺関税法のハーモナイゼーションという目的を達成するための公式的な条約上の約束はなくなり、各国が自国の反ダンピング法及び相殺関税法を適用しつづけることになった⁶²⁾。米国・カナダという先進国とメキシコという発展途上国との経済統合にはこのように難しい問題が露出している⁶³⁾。NAFTA第19章は他の如何なるパネルより頻繁に利用されるだろう⁶⁴⁾。NAFTAの二国間パネル審査は、通商法の真実の国際化のために、国際経済関係における紛争処理手続の一つの発展的なモデルとして見ることが可能である⁶⁵⁾。

3. オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域における反ダンピング法の適用免除 と競争政策

1983年1月、オーストラリアとニュージーランドとの間で、両国の経済を漸進的に統合させるために締結したANZCERTA（Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement）が発効した。1986年、2国間の貿易において反ダンピング法を廃止するために、ニュージーランドはオーストラリアとの協議の下で、オーストラリアのシステムを広く適用した新しい競争法を制定した⁶⁶⁾。さらに、1988年両国はANZCERTAに基づいて、域内の経済効率の向上、国際的な経済的競争力を高めるために、両国間の関税及び輸入数量制限を1990年7月まで撤廃することに合意した。

ANZCERTA議定書第4条は、相手国原産の商品について、反ダンピング法の適用を免除する旨定めている。反競争的行為に対しては両国の競争法によって規制される⁶⁷⁾。したがって、1990年7月、オーストラリア及びニュージーランドは議定書を実施する法律を制定した。

(1) 反ダンピング法制の改正

オーストラリア及びニュージーランドは各々の反ダンピング法を有する。しかし、ANZCERTA議定書第4条は、本協定の一方の当事国が反ダンピング措置を発動する場合、他方の当事国からの輸入については反ダンピング措置を発動しない旨規定している。すなわち、オーストラリアの反ダンピング法はニュージーランドに対して反ダンピング措置を適用しない。また、ニュージーランド原産の商品に対して新たな調査を禁止する。また、ニュージーランドも同様である⁶⁸⁾。

(2) 反トラスト法制の改正

両国は從来からそれぞれの国内の反競争的行為を規制するオーストラリアの取引慣行法（Trade Practices Act）とニュージーランドの1986年商業法（Commerce Act 1986）を有していた。

ANZCERTA議定書第4条に従って、オーストラリア及びニュージーランドを合体した環タスマン市場における市場力の濫用を規制するために、オーストラリアの1974年取引慣行法第46条及びニュージーランドの1986年商業法第36条にもとづいて、反競争的な「市場力の濫用」を禁止することに合意した。これは取引慣行法第46条に新しい条文としての第46条Aを、ニュージーランド商業法第36条に新しい条文として第36条Aを差込む形で達成された⁶⁹⁾。環タスマン市場内の反競争的行為をオーストラリア又はびニュージーランドの法によって、規律できるように市場の定義を明確化した⁷⁰⁾。

4. 小 括

以上の検討から分かるように、経済の地域統合は反ダンピング法の除去を必ずしも前提にしてはいない。NAFTA及びEAのように、反ダンピング法の替わりに競争法を適用しない事例もある。国の経済発展レベル、競争法整備の程度、商品が補完性かどうか、によって異なる。

域外国に懸念を与える規模の大きい経済の地域統合について、現在のGATT体制は域外国に差別を与える動きを承認しているというよりは、黙認せざるを得ないという状況である⁷¹⁾。域外国に差別を与える経済ブロックの創設を阻止するために、GATT第24条を明瞭にし地域的取組めを監視する必要がある。

経済成長及び繁栄という自由貿易地域形成の目的を達成するためには、国内企業と外国企業を差別する反ダンピング法を廃止する必要がある。実際反ダンピング法は、ダンピング行為を「不公正貿易慣行」として扱い、競争力ある外国企業から国内生産者を保護するために適用されてきた⁷²⁾。経済統合の目的が貿易の自由を増大することにあるので、いわゆる反競争的「不公正貿易」に対しては反ダンピング規制を抑止して競争法によって規制すべきである。オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域における反ダンピング及び競争政策は、反ダンピング法を廃止して調和された反トラスト法を適用することが理論上一貫しているし、事実上反ダンピング問題の解決策であることを示唆している^{73) 74)}。このような域内における相互の反ダンピング法の適用免除は、WTOレベルでの反ダンピング法の廃止が現実的に不可能であることを考慮すると、反ダンピング問題に対する一つの解決策として位置付けることが可能である。

結びにかえて

現在、いかなる経済の地域統合にも参加していない国は、日本と韓国ぐらいである。しかし、韓国政府は1998年11月「対外経済調停委員会」を開き、通商において、WTO (the World Trade Organization)を中心とした多角的貿易体制を重視すると同時に、それを補完する地域的自由貿易協定も積極的に推進する方針を定めた。韓国としては大変意味ある政策の転換である。自由貿易協定の相手国としては、商品等の内容において互恵的で補完的な国が望ましいが、日本もその対象国として考えている、ことが明らかにされている⁷⁵⁾。

韓国が主要貿易相手国と自由貿易協定を締結する場合、大幅の輸出増大効果が期待される。日本と締結する場合は18.3%の輸出増加が予想される⁷⁹⁾。この3、4年間、日韓間の貿易額は500億ドルに拡大され、英仏間の貿易額にも匹敵するようになった。韓国にとって、日本との貿易額は米国に次ぐ二番目であり、1995年から1997年まで、全体貿易額の15%から20%までの間を占めている⁷⁹⁾。韓国にとって、日本との自由貿易地域の創設は貿易創造効果をもたらして利益を生むメリットがある。日本においても同様であろう。

日本においては、通産省が貿易・投資自由化に対応して新通商方針を打出した。通商政策局がまとめた内部文書「地域経済協定について」などで、「多国間交渉」と平行して「二国間・地域協定」を重視する姿勢に転じ、まず韓国との間で自由な投資を促す日韓投資協定の早期締結を目指すことを明らかにした⁷⁹⁾。また、1999年3月20日、小渕恵三首相は韓国の大学での政策演説で、将来のアジア経済のビジョンとして日韓両国を核とする「自由貿易構想」を提唱した⁷⁹⁾。経済の地域統合に対するこれまでの日本の基本的な立場は、「自由貿易協定及び関税同盟は非加盟国に対する差別であり、GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) 精神に反する」ということであったが、そのような通商政策の転換は日本にとって大きな変化である。

経団連も二国間の自由貿易協定締結にも取込むことが必要だとする政府への提言をまとめ、相手国の候補としてはメキシコと韓国を挙げた⁸⁰⁾。また、平成11年版『通商白書』においても、日本の通商政策について、多国間の貿易自由化交渉に加えて地域統合や二国間協定などを補完的に活用、北東アジアで地域連携・統合を進める必要性を訴えている。

日本と韓国との間では、それほどダンピングの問題が浮上しているのではないが⁸¹⁾、自由貿易協定を締結する場合、域内における反ダンピング法の廃止問題が台頭するだろう。協議の際日本と韓国は、ANZCERTA (Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement) のように、反ダンピング法を相手国から輸出された商品には適用せず、ダンピングによって生じた弊害は統一された競争体制を通じて救済するアプローチを選択するか、あるいは、NAFTA (North American Free Trade Agreement) のように、各国が固有の反ダンピング法を維持するアプローチを選択するか、という点に関心をもつであろう。

注

- 1) 典型的な「灰色措置」である輸出自主規制、市場秩序維持取締、輸出の抑制、輸出入価格モニタリング、輸出入監視、強制輸入カルテル、裁量的輸出入許可制度であって貿易制限的な措置等の導入・維持のみならず、これを他国に要請することを明示的に禁止している。
- 2) 明示的には禁止されているが、暗黙的に行われる可能性は大きい。
- 3) John J. Barcelo III, Subsidies, Countervailing Duties and Antidumping after the TOKYO Round, *Cornell International Law Journal*, vol.13(2), 1980; Raj Bhala, Rethinking Antidumping Law, *The George Washington Journal of International Law and Economics*, vol.29(1), 1995; P.K.M.Tharakan, Edwin Vermulst and Joe Tharakan, Interface Between Anti-dumping Policy

- and Competition Policy: A Case Study, *The World Economy*, vol.21(8), 1998; 丹宗曉信「反ダンピング法の問題と改革への展望」『国際経済法』日本国際経済法学会、第1号、1992年。
- 4) 詳しくは、金瑠元「反ダンピング法制度の機能」『社会環境研究』第4号、金沢大学大学院社会環境科学研究所、1999年、116-118ページを参照。
- 5) 結びにかえてを参照。
- 6) 現在、世界的に150程度の経済の地域統合が行われている。
- 7) Kenneth W. Dam, Regional Economic Arrangements and the GATT : The Legacy of a Misconception, *The University of Chicago Law Review*, vol.30(4), 1963, p.615.
- 8) 間宮勇「GATT体制における地域経済統合」『法律論叢』第62巻第4・5・6合併号、明治大学法律研究所、1990年、235ページ。
- 9) 同上、248ページ。
- 10) 同上、236ページ。
- 11) 渡辺頼純「欧洲共同体(EC)とGATT—地域主義と多国間主義の相克一」『季刊国際政治』94、日本国際政治学会、1990年、82ページ。
- 12) Dam, *op.cit.*, p.663.
- 13) 通産省通商政策局編『不公正貿易報告書』1998年、308ページ。
- 14) O.ロング著／落合清隆・清水章雄訳『ガットと経済摩擦』敬文堂、1992年、76ページ。
- 15) パネルで争われた3件の特恵措置は、ECの柑橘類地域特恵(1982年)、ECのバナナ輸入制度(1993年)、ECの新バナナ輸入制度(1993年)である。通産省通商政策局編、前掲書(注13)308ページ。
- 16) 渡辺、前掲論文(注11)、84ページ。
- 17) Youri Devuyst, GATT Customs Union Provisions and the Uruguay Round : The European Community Experience *Journal of World Trade*, vol.26(1)(1992), pp.15-34.
- 18) CRTAは、審査を統一的に実施し、審査の効率化を図ること等の他に、地域統合が多角的貿易体制に与える影響の分析等を検討する。
- 19) 本稿では、米国反トラスト法(anti-trust law)、EC競争法(competition law)をまとめて競争法と呼ぶが、主として、米国の場合は反トラスト法またECの場合は競争法とよぶことにする。
- 20) Barcelo, *op.cit.*, 1980; Bhala, *op.cit.*, 1995; P.K.M. Tharakan, Vermulst and Tharakan, *op.cit.*, 1998; 丹宗曉信、前掲書(注3)、1992年。
- 21) Michael J. Trebilcock and Robert Howse, *The Regulation of International Trade*, 1995, p.119; Diane P. Wood, "Unfair" Trade Injury: A Competition-Based Approach, *Stanford Law Review*, vol.41: 1153, 1989, p.1157.
- 22) John J. Barcelo III, Antidumping Laws as Barriers to Trade-The United States and the International Antidumping Code, *Cornell Law Review*, vol.57, no.4, 1972, pp.550, 558; Bernard M. Hoekman and Michael P. Leidy, Dumping, Antidumping, and Emergency Protection, *Journal of World Trade*, vol.23(5), 1989, p.35.
- 23) Jacob Viner, *Dumping: A Problem in International Trade*, 1923, pp.85-86.
- 24) Dennis W. Carlton & Jeffrey M. Perloff, *Industrial Organization* (2nd ed.), 1994, p.763.; Dominick Salvatore, *International Economics* (5th ed), 1995, p.265.

- 25) Wood, *op.cit.*, p.1157.
- 26) Jagdish Bhagwati, *Protectionism*, 1988, p68; Barcelo III *op.cit.*, p258.
- 27) Viner, *op.cit.*, p.247; Robert A. Anthony, The American Response to Dumping from Capitalist and Socialist Economies, *Cornell Law Review*, vol.54(2), 1969, p.161.
- 28) Hoekman and Leidy, *op.cit.*, 1989, p.35.
- 29) Salvatore, *op.cit.*, 1995, p.265.
- 30) Gilbert R Winham and Heather A. Grant, Antidumping and Countervailing Duties in Regional Trade Agreements: Canada-U.S. FTA, NAFTA and Beyond, *Minnesota Journal Global Trade*, vol.3: 1, 1994, pp.4-5.
- 31) John H. Jackson, Dumping in International Trade: Its Meaning and Context, *Antidumping Law and Practice: A Comparative Study* (John H. Jackson and Edwin A. Vermulst ed.), 1992, p.7.
- 32) *ibid.*, pp.11-12.
- 33) 長岡貞男「アンチダンピング措置の動向と今後の改革」『貿易と関税』日本関税協会、1997.4、42-43ページ。
- 34) 連邦取引委員会法第5条は、sherman法第2条の要件と同じであるといわれている。
- 35) Christopher Barbuto, Toward Convergence of Antitrust and Trade Law: An International Trade Analogue to Robinson-Patman, *Fordham Law Review*, vol.LX II(7), 1994, p.2065.
- 36) Phillip Areeda and Donald F. Turner, Predatory Pricing and Related Practices under Section 2 of the Sherman Act, *Harvard Law Review*, vol.88: 697, 1975.
- 37) 中川寛子「略奪的価格設定と反トラスト法」『六甲台論集』第44巻第1号、神戸大学大学院法学研究会、1997年、104ページ。
- 38) Barbuto, *op.cit.*, pp.2058-2056; 中川、前掲論文（注35）、102ページ。
- 39) 杉本幸生「米国における不当廉売規制」『国際商事法務』vol.12(6)、1984年、878ページ。
- 40) Matsushita Electric Industrial Co. v. Zenith Radio Corp., 475 U.S.574 (1986).
- 41) Brooke Group Ltd. v. Brown & Williamson Tobacco Corp., 509 U.S.209 (1993).
- 42) 村上正博『EC競争法(EU競争法)』弘文堂、1995年、237-238ページ。
- 43) United Brands v Commission 1978 ECR-207.
- 44) 村上、前掲書（注42）、242-247ページ。
- 45) Case C-62/86, AKZO v Commission 1991 ECR I -3359.
- 46) Case T-83/91, Tetra Pak v Commission 1996 ECR II -755.
- 47) Leigh Hancher and Jose-Luis Buendia Sierra, Cross-Subsidization and EC Law, *Common Market Law Review*, vol.35: 901, 1998, p.916.
- 48) Barbuto, *op.cit.*, pp.2048-2052, Bhagwati, *op.cit.*, pp.52-53.
- 49) Standard Oil Com. v United States 221 U.S.1.(1911)
- 50) Utah Pie Com. v, Continental Baking Co. 386 U.S. 685 (1967).
- 51) 本間忠良「略奪と競争」『企業行動と法』商事法務研究会、1995年、169ページ。
- 52) スペンサー W. ウォーラー著／松井豊訳「米国反トラストにおける掠奪的価格設定」『国際商事法務』vol.22(1)、1994年、13ページ。

- 53) Bernard M. Hoekman and Petros C. Mavroidis, Dumping, Antidumping and Antitrust, *Journal of World Trade*, vol.30(1), 1996, p.35.
- 54) *ibid.* p.35.
- 55) Bernard M. Hoekman , Competition Policy and the Global Trading System , *The World Economy* vol.20(4), 1997, p.400.
- 56) 間宮、前掲論文（注8）、253ページ。
- 57) カナダ総輸出量の約75%が米国向きである。
- 58) 間宮、前掲論文（注8）、253ページ。
- 59) Michael H. Greenberg, Chapter 19 of the U.S.-Canada Free Agreement and North American Free Trade Agreement: Implications for the Court of International Trade, *Law and Policy in International Business*, vol.25, 1993, p.38; Winham and Grant, *op.cit.*, p.2.
- 60) Winham and Grant, *ibid.*, p.8.
- 61) 平覚「北米自由貿易協定（NAFTA）の紛争処理手続」『国際経済法』第3号、日本国際経済法学会、1994年、117ページ。
- 62) David S. Huntington, Settling Dispute under the North American Free Trade Agreement, *Harvard International Law Journal*, vol.34(2), 1993, p.440.
- 63) Neil Longley, and Terry Wu, Negotiating Chile's Accession to the North American Free Trade Agreement: Antidumping and Countervailing Duty Issues, *Journal of World Trade*, vol.30(1), 1996, p.60.
- 64) Gary N. Horlick and Amanda DeBusk, Dispute Resolution under NAFTA: Building on the U.S.-Canada FTA, GATT and ICSID, *Journal of International Arbitration*, vol.10(1), 1993, p.57.
- 65) 平、前掲論文（注61）、107-108ページ。; Greenberg, *op.cit.*, p.49.
- 66) Hoekman and Mavroidis, *op.cit.*, p.34.
- 67) Mr Justice Ian Barker and Mr Justice B A Beaumont, Trans-Tasman Legal Relations ~ Some Recent and Future Developments, *The Australian Law Journal*, vol.66, 1992, pp.568-569.
- 68) Presley L. Warner, Canada-United states Free Trade: The Case for Replacing Antidumping with Antitrust, *Law and Policy in International Business*, vol.23, 1992, p.842.
- 69) Graeme Thomson and Christopher Langman , The Removal of Trade Remedy Law in Trans-Tasman Commerce, *Canada-United States Law Journal*, vol.17: 203, 1991, p.205.
- 70) Warner, *op.cit.*, p.843.
- 71) 間宮、前掲論文（注8）、263ページ。
- 72) 松下満雄『国際経済法』有斐閣、1996年、97ページ。
- 73) Warner, *op.cit.*, p.854.
- 74) NAFTA 3カ国とチリは、1994年12月にチリの加入交渉を開始する旨合意した。チリのNAFTA加入に先行して、カナダ・チリ間の自由貿易協定が1997年6月発効した。この自由貿易地域においても相手国の反ダンピング法の適用から免除されることになった（M-01条）。
- 75) 韓トクス外交通商部通商交渉本部長とラジオ情報センターとのインタビュー（1998.6）。
- 76) 朝鮮日報（ソウル、1999.1.23）。

- 77) 韓国銀行、財政経済院、及び韓国貿易協会資料。
 - 78) 朝日新聞（1998.12.13）。
 - 79) 産経新聞（1999.3.21）。
 - 80) 北国新聞（1999.5.9）。
 - 81) 韓国は1998年7月まで日本に対して、調査を開始したのが9件である。課税決定がなされたのは5件であるが、その内1件は価格約束によって解決された。また、日本は1998年6月まで、韓国に対して反ダンピング提訴又は調査を行ったのはわずか2件しかない。綿糸（1982年12月）、ニット製品（1988年10月）に対して、提訴が行われたがいずれも提訴取下げになった。Committee on Anti-Dumping Practices, Semi-Annual Report under Article 16.4 of the Agreement (Korea), Committee on Anti-Dumping Practices, Semi-Annual Report under Article 16.4 of the Agreement (Japan).
-

Economic Integration and Antidumping Law

Is it possible to Reciprocally exempt from
the application of Antidumping Law ?

KIM Goan Weon

This article aims at analysis of experience in the context of several economic integration, for the purpose of considering whether or not the antidumping law should be abolished between Japan-Korea when the two countries would agree to establish a Free Trade Area. The use of antidumping measure has been an important issue during recent regional trade negotiations. Because some levies and duties are inappropriate between free trade partners, the creation of a free trade area must lead to the removal of antidumping duties.

The article is consisted as follows: Section I discusses the compatibility of economic integration with the GATT. Compatibility of economic integration arrangements with the WTO system might be judged on the basis of specific provisions and implementation of the agreement. Section II compares current approaches against predatory of the U.S. Antitrust Law and EC Competition Law. Section III examines relationship between antidumping and competition (antitrust) policies in Ec, NAFTA and ANZCERTA.